

令和9年度全国高等学校総合体育大会

山梨県準備委員会

設立総会・第1回総会



日 時 令和6年5月23日（木） 14：00～

場 所 山梨県庁防災新館4階 409会議室

目 次

<設立総会>

報告事項 1	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の概要・・・・・・・・・・	2
報告事項 2	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の準備経過・・・・・・・・・・	4
第 1 号議案	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 山梨県準備委員会会則（案）・・・・・・・・・・	5

<第 1 回総会>

報告事項 1	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 南関東ブロック開催基本方針・・・・・・・・・・	1 0
第 1 号議案	令和 6 年度事業計画（案）及び収支予算（案）・・・・・・・・・・	1 1
第 2 号議案	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 山梨県開催基本構想（案）・・・・・・・・・・	1 3
第 3 号議案	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 山梨県開催年次別業務推進計画（案）・・・・・・・・・・	2 1
第 4 号議案	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・ 総合ポスター図案」1 次選考募集要項（案）・・・・・・・・・・	2 2

設立総会

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

報告事項 1 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の概要

報告事項 2 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の準備経過

4 議 事

第 1 号議案 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
山梨県準備委員会会則（案）

5 閉 会

令和9年度全国高等学校総合体育大会の概要

1 全国高等学校総合体育大会の概要

(1) 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）とは

全国高等学校体育連盟（昭和23年発足）が、全国各地で個別に開催されていた競技別選手権大会を昭和38年度新潟大会から統合して誕生した大会であり、現在では高校生最大のスポーツの祭典に発展し、夏季及び冬季大会が開催されている。

平成22年度までは、1都道府県開催を基本としてきたが、平成23年度からはブロックの輪番を基本としている。

地域	ブロック	都道府県
東	北海道 東北 関東	北海道 (北) 青森・岩手・秋田 (南) 宮城・山形・福島 (北) 茨城・栃木・群馬・埼玉 (南) 千葉・東京・神奈川・山梨
中	北信越 東海 近畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
西	中国 四国 九州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 (北部) 福岡・佐賀・長崎・大分 (南部) 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

(2) 開催状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ブロック	南関東	近畿	中国	南東北	東海
幹事県	東京都	和歌山県	岡山県	山形県	三重県

※平成26年度は山梨県8競技開催

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ブロック	南部九州	(北関東)	北信越	四国	北海道
幹事県	鹿児島県	(群馬県)	福井県	徳島県	北海道

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ブロック	北部九州	中国	近畿	南関東
幹事県	福岡県	広島県	滋賀県	神奈川県

2 目的

教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3 実施主体

(1) 主催

(公財) 全国高等学校体育連盟、山梨県、山梨県教育委員会、関係中央競技団体、会場地市町及び会場地市町教育委員会

(2) 後援

スポーツ庁、(公財) 日本スポーツ協会、日本放送協会、(公財) 山梨県スポーツ協会及び会場地市町スポーツ協会

(3) 主管

(公財) 全国高等学校体育連盟競技専門部、山梨県高等学校体育連盟及び山梨県競技団体

4 令和9年度南関東ブロック大会

(1) 大会期間

令和9年7月下旬～8月下旬

(2) 山梨県の開催競技・会場地市町・競技会場

No.	開催競技	会場地市町	競技会場
1	ソフトテニス	甲府市	小瀬スポーツ公園
2	レスリング	甲府市	小瀬スポーツ公園
3	弓道	甲府市	小瀬スポーツ公園
4	登山	北杜市	八ヶ岳
5	ウェイトリフティング	山梨市	山梨市民総合体育館
6	アーチェリー	富士吉田市	富士北麓公園
7	なぎなた	昭和町	昭和町総合体育館
8	カヌー	富士河口湖町	精進湖カヌー競技場

(3) 他県の開催競技

会 場	開催競技等
千 葉	体操（新体操）、水泳（水球）、バレーボール、卓球、ソフトボール、剣道、テニス、ボクシング、フェンシング
東 京	水泳（競泳・飛込）、バスケットボール女子、ハンドボール、バドミントン、柔道、ローイング、ホッケー、空手道、少林寺拳法
神奈川	総合開会式、陸上競技、体操（体操競技）、バスケットボール男子、相撲、自転車競技
固定開催	【福島県】サッカー（男子） 【会場地未定】サッカー（女子） 【和歌山県】ヨット

5 今後のスケジュール

年 度	主な取組内容
令和6年度	- 山梨県準備委員会設立総会・第1回総会 日 時：令和6年5月23日（木）14：00～ 場 所：山梨県庁防災新館4階409会議室 参加者：学校体育関係者及び各市町教育委員会所管課長等 - 山梨県準備委員会第2回総会 日 時：令和6年12月（予定） 場 所：山梨県庁防災新館会議室 参加者：学校体育関係者及び各市町教育委員会所管課長等
令和7年度	山梨県実行委員会設立総会・第1回総会（準備委員会を引継ぎ） 日 時：令和7年5月下旬（予定） 場 所：未定
令和8年度	会場地市町実行委員会の設立
令和9年度	大会開催（7月下旬～8月下旬）

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の準備経過

年 度	準備経過の概要
平成 2 3 年度	・ 全国高体連理事会において、平成 2 9 年度から令和 1 0 年度までの開催ブロックが内定
令和 4 年度	・ (R4. 5. 9) 全国高体連から南関東ブロック 4 都県に対して正式な開催依頼 ・ (R4. 9. 8) 第 1 回南関東ブロック 4 都県担当者会議を開催 ・ (R4. 10. 17) 第 1 回南関東ブロック運営担当者会議を開催 ・ (R4. 11. 7) 第 2 回南関東ブロック運営担当者会議を開催 ・ (R4. 11. 28) 第 3 回南関東ブロック運営担当者会議を開催 ・ (R4. 12. 12) 第 4 回南関東ブロック運営担当者会議を開催 ・ (R4. 12. 21) 第 2 回南関東ブロック 4 都県担当者会議を開催 ・ (R5. 3. 6～) 県内市町村担当課への挨拶回りを実施 ・ (R5. 3. 20) 第 3 回南関東ブロック 4 都県担当者会議を開催
令和 5 年度	・ (R5. 4. 1) 保健体育課に行政事務の職員 1 名増員 ・ (R5. 5. 19) 第 1 回 4 都県担当者連絡協議会を開催 ・ (R5. 7. 5) 第 1 回南関東ブロック 4 都県連絡協議会を開催【各都県で開催される競技種目が決定】 ・ (R5. 8. 28～) 会場候補地の市町村への訪問・依頼 ・ (R5. 10) 南関東ブロック 4 都県合同で全国高等学校体育連盟へ開催承諾書提出 ・ (R5. 11. 1) 全国高体連より正式に開催決定通知 ・ (R5. 11. 10) 南関東ブロック 4 都県同時に開催決定についてプレスリリース ・ (R5. 12) 会場地市町（6 市町）から正式な開催承諾書の受理 ・ (R5. 12. 20) 第 2 回南関東ブロック 4 都県連絡協議会を開催 ・ (R6. 1. 26) 山梨県会場地市町・競技会場決定についてプレスリリース ・ (R6. 3. 14) 第 3 回南関東ブロック 4 都県連絡協議会を书面開催
令和 6 年度	・ (R6. 4. 1) 保健体育課に県立高校の教員 1 名増員 ・ (R6. 4. 25) 第 1 回南関東ブロック 4 都県連絡協議会を開催 ・ (R6. 5. 9) 第 2 回南関東ブロック 4 都県連絡協議会を书面開催 ・ (R6. 5. 23) 山梨県準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催

令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会会則（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 準備委員会は、令和9年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会の基本構想・基本計画等の策定に関すること。
- (2) 競技種目別大会の開催準備に関すること。
- (3) 大会愛称、スローガン、シンボルマーク等に関すること。
- (4) 山梨県実行委員会の設立準備に関すること。
- (5) その他大会の開催準備に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

（組 織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、山梨県教育委員会教育長をもって充てる。

3 委員は、大会の開催に関係する機関及び団体の役職員のうちから会長が委嘱する。

（役 員）

第5条 準備委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1) 副会長 若干名
- (2) 監 事 若干名

2 役員は、委員のうちから会長が指名する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 監事は、準備委員会の会計及びその他の事務を監査する。

（任 期）

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

2 委員等が委嘱時の機関及び団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会 議

（会議の種類）

第8条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会

(総 会)

第9条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則に関する事。
- (2) 大会開催の基本方針に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他重要な事項に関する事。

4 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。

(専門委員会)

第10条 準備委員会に、運営上必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

3 専門委員会は、準備委員会から付託された事項について調査・審議し、その結果を準備委員会に報告する。

4 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 準備委員会の事務を処理するため、山梨県教育庁保健体育課内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会 計)

第13条 準備委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(監 査)

第14条 監事は、準備委員会の決算について監査し、総会に報告するものとする。

(会計年度)

第15条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、山梨県の財務に関する規則等の例による。

第7章 解 散

(解 散)

第16条 準備委員会は、その目的が達成された時に解散する。

第8章 補 則

(補 則)

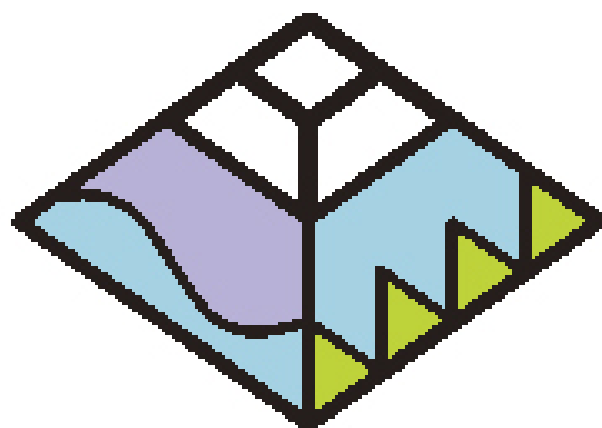
第17条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和6年5月23日から施行する。
- 2 第15条の規定にかかわらず、令和6年度の会計年度は、この会則の施行の日から令和7年3月31日までとする。

令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会役員（案）

No.	役 職	所属団体 役職	氏 名
1	会 長	山梨県教育委員会 教育長	降旗 友宏
2	副会長	山梨県高等学校体育連盟 会長	山田 芳樹
3	副会長	山梨県スポーツ推進審議会 会長	飯田 忠子
4	委 員	山梨県高等学校長協会 会長	橘田 浩
5	委 員	山梨県高等学校文化連盟 会長	伊藤 裕之
6	委 員	山梨県小中学校体育連盟 会長	戸田 徳和
7	委 員	公益財団法人山梨県スポーツ協会 専務理事	井出 仁
8	委 員	山梨県教育庁高校教育課 課長	渡邊 英裕
9	委 員	山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課 課長	二宮 智浩
10	委 員	甲府市教育委員会スポーツ課 課長	長田 亮治
11	委 員	北杜市教育委員会生涯学習課 課長	田丸 敬一
12	委 員	山梨市教育委員会生涯学習課 課長	武井 学
13	委 員	富士吉田市教育委員会生涯学習課 課長	山口 悦子
14	委 員	昭和町教育委員会生涯学習課 課長	神澤 卓見
15	委 員	富士河口湖町教育委員会生涯学習課 課長	土屋 昇
16	監 事	山梨県高等学校体育連盟 事務局長	今村 優貴
17	監 事	公益財団法人山梨県スポーツ協会 事務局次長	望月 泰城



YAMANASHI

第1回総会

次 第

1 開 会

2 報 告

報告事項 1 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
南関東ブロック開催基本方針

3 議 事

第 1 号議案 令和 6 年度事業計画（案）及び収支予算（案）

第 2 号議案 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
山梨県開催基本構想（案）

第 3 号議案 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
山梨県開催年次別業務推進計画（案）

第 4 号議案 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・
総合ポスター図案」 1 次選考募集要項（案）

4 その他

5 閉 会

令和9年度全国高等学校総合体育大会南関東ブロック開催基本方針

1 開催のねらい

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

南関東ブロック（神奈川、山梨、千葉、東京）開催に当たっては、四都県が連携・協働し、各都県民の理解と協力のもと、高校生の積極的な活動を通して、「高校生の豊かな人間性や社会性を育む」大会を目指すとともに、次代を担う人材の育成と活力ある地域づくりの契機とする。

2 基本方針**（１）競技力の向上とスポーツの推進**

本大会の開催を契機に、中・高校生の技能の向上に取り組み、夢や目標の実現に向けた過程の中で創造性やチャレンジ精神を育む。また、都民・県民に夢と感動を与える大会にすることにより、スポーツへの機運を高め、生涯を通じたスポーツの推進を図る。

（２）高校生活動の展開

高校生が、本大会の計画・運営に主体的に携わり、様々なイベントや交流等の高校生活動を通じて、豊かな人間関係を築くとともに、多くの感動や達成感を味わうことができる大会を目指す。

（３）おもてなしと地域の魅力発信

全国から訪れる多くの人々を温かいおもてなしの心をもって迎え、様々な交流を通じて高校生同士が友情を育み、参加者の心に残る夢と感動にあふれる大会を目指す。また、四都県の多様な魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会とする。

（４）効率的・効果的な大会運営

関係機関・団体等の相互協力のもと、大会を支える組織や施設・設備等、人的・物的資源を最大限に有効活用する。また、熱中症対策を含め、選手にとって最適な競技会場等の環境を整備するとともに、簡素で効率的・効果的な大会運営に努める。

（５）連携・協働の強化

四都県及び各都県の関係機関・団体等が緊密に連携・協働し、それぞれの有する機能・特色を最大限発揮し、大会の開催準備・運営に万全を期す。

令和6年度事業計画（案）

令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会会則第3条に基づく、令和6年度の事業内容は、次のとおりとする。

- 1 大会の基本構想・基本計画等の策定に関すること。
 - （1）山梨県開催基本構想の策定
 - （2）年次別業務推進計画の策定
 - （3）県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分の策定
- 2 競技種目別大会の開催準備に関すること。
 - （1）練習会場等の選定
 - （2）大会日程の調整
- 3 大会愛称、スローガン、シンボルマーク等に関すること。
 - （1）愛称、スローガン、シンボルマーク及び総合ポスター図案の募集、選考及び表彰の実施
- 4 山梨県実行委員会の設立準備に関すること。
 - （1）会則、委員及び組織体制等の検討
 - （2）令和7年度事業計画及び歳入歳出予算案等の検討
- 5 その他大会の開催準備に必要な事項に関すること。
 - （1）諸会議（4都県連絡協議会等）の開催
 - （2）関係大会（県総体、全国総体等）の視察
 - （3）その他大会の開催準備に必要な準備の実施

令和 6 年度収支予算（案）

収 入

（単位：円）

科 目	予 算 額	摘 要
補 助 金	1, 777, 000	山梨県補助金
そ の 他	1, 000	預金利子
合 計	1, 778, 000	

支 出

科 目	予 算 額	摘 要
委 員 会 費	321, 000	準備委員会設立、総会等に要する準備委員会運営費
総 務 費	1, 172, 000	開催地県連絡会議、4 都県連絡協議会、令和 6 年度 全国高校総体調査に要する事務局運営費
広 報 費	285, 000	大会愛称、スローガン等の募集・選考に要する広報 活動費
合 計	1, 778, 000	

令和9年度全国高等学校総合体育大会 山梨県開催基本構想（案）

第1 基本的事項

1 目的

令和9年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の山梨県内での開催は、令和9年度全国高等学校総合体育大会南関東ブロック開催基本方針（以下「開催基本方針」という。）に則り、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒に広くスポーツ実践と高校生活動の機会を与えることにより、技能の向上、スポーツ精神の高揚及び生徒相互の親睦を図り、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

2 大会期間

夏季大会は、原則として8月1日から同月12日までの間、及び同月16日から同月20日までの間に開催する。（本県においては、競技会場の利用状況等を考慮し、会期前開催も検討する。）

3 開催競技・会場地市町・競技会場

No.	開催競技	会場地市町	競技会場
1	ソフトテニス	甲府市	小瀬スポーツ公園
2	レスリング	甲府市	小瀬スポーツ公園
3	弓道	甲府市	小瀬スポーツ公園
4	登山	北杜市	八ヶ岳
5	ウエイトリフティング	山梨市	山梨市民総合体育館
6	アーチェリー	富士吉田市	富士北麓公園
7	なぎなた	昭和町	昭和町総合体育館
8	カヌー	富士河口湖町	精進湖カヌー競技場

4 準備・運営体制

（1）山梨県実行委員会※

大会の総括的な準備及び運営に当たるため、山梨県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）を設置し、その推進に努める。

（2）会場地市町実行委員会

競技種目別大会の準備及び運営に当たるため、会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

（3）山梨県高等学校体育連盟

山梨県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）は、関係機関・団体等との密接

※ 山梨県実行委員会が設立されるまでの間、本開催基本構想において、「実行委員会」とあるのは「準備委員会」と読み替えるものとする。

な連携・協力のもと、円滑な競技運営に努めるとともに、大会における県内高校生の積極的な活動の展開に努める。

5 経 費

大会の準備及び運営に必要な経費は、国庫補助金、山梨県負担金、会場地市町負担金、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）負担金、助成金、参加料及び協賛金等を充てる。

6 実施方針

開催基本方針に則ることを前提に、県実行委員会は、会場地市町実行委員会及び県高体連と連携を密に図りながら、次に掲げる方針のもと、実情に合った大会運営に努める。

（１）安全・安心の確保

- ・ 熱中症対策について、国の指針等の動向を常に注視しながら、迅速かつ適切な対応を行うとともに、必要な体制を整備していく。

（２）効率的・効果的な大会運営

- ・ 教員の働き方改革の推進や効率的な大会運営の観点から、競技時間の短縮や大会参加人数の縮小について検討し、適宜関係機関と調整・協議をしていく。
- ・ 施設・設備の仮設については、全国高体連が定める「全国高等学校総合体育大会（夏季大会）競技施設・設備等基準」に則った上で必要最小限にとどめることとし、必要最小限の施設・設備であっても選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう効果的な大会運営を目指していく。

第２ 競技種目別大会

1 趣 旨

競技種目別大会は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）に依拠するとともに、開催基本方針に基づき、選手があこがれの舞台で最高のパフォーマンスを発揮できるよう関係機関・団体等の相互協力のもと、大会を支える組織や設備等、人的・物的資源を最大限に有効活用し、環境整備や体制づくりに努める。また、簡素で効率的・効果的な大会運営を目指す。

2 競技会場・練習会場等

（１）競技会場及び練習会場として使用する施設・設備は、既存のものを有効に活用する。

また、練習会場は、原則として、学校の施設等を活用することとし、必要最小限にとどめる。

（２）施設・設備の仮設については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、競技運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

3 競技用具・備品

- (1) 競技用具・備品（以下「競技用具等」という。）については、県内市町村、県及び県競技団体等が所有しているものを活用する。原則として新たな競技用具等の購入は行わない。
- (2) 競技用具等に不足が生じた場合は、原則として県内市町村や南関東4都県が所有する競技用具等の借用に努める。なお、県内市町村や南関東4都県の所有する競技用具等で賄えない場合は、可能な限り近隣県からの借用に努める。
- (3) 上記(1)(2)により調達しても、不足する競技用具等については、県実行委員会が、市町実行委員会及び関係機関・団体等と別途対応について協議する。

4 競技・運営役員等の編成

- (1) 競技・運営役員及び競技・運営補助員（以下「競技・運営役員等」という。）の編成については、県高体連が全国高体連競技専門部、関係全国中央競技団体、県高体連専門部及び県競技団体と十分協議し、県実行委員会と調整の上、編成する。
- (2) 競技・運営役員等は、原則として県内関係者で編成し、必要最小限の人数で最大の効果を上げるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技運営上、県外関係者に協力を要請しなければならない場合は、南関東4都県の関係者で編成する。なお、南関東4都県の関係者で賄えない場合は、近隣県の関係者を中心に要請を行っていく。
- (4) 競技・運営役員等の編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。また、高校生活動の場ともなるよう計画する。

5 競技・運営役員等の養成

- (1) 競技役員及び競技補助員の養成については、県高体連競技専門部及び県競技団体が主体となり、県実行委員会及び市町実行委員会と連携を図り、計画的に実施する。
- (2) 運営役員及び運営補助員の養成については、県実行委員会及び市町実行委員会が主体となり、県高体連及び県競技団体と連携を図り、計画的に実施する。

6 開・閉会式

開催基準要項に基づいて実施する競技種目別大会の開・閉会式は、華美とならないよう簡素化に努める。

7 経 費

競技種目別大会の運営経費については、県実行委員会が市町実行委員会及び県高体連競技専門部と十分協議した上で決定する。

第3 広 報

1 趣 旨

大会の開催に当たり、高校生をはじめ広く県民の理解と協力を得る中で、全国から訪れる関係者を温かく迎え、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会とするため、各種の広報媒体を活用するとともに、積極的かつ効果的な広報活動を展開する。

なお、広報活動の展開に当たっては、対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択し、効果的な広報を行う。

2 主な対象と目的

(1) 県内中学校・高等学校関係者

地元で開催される大会への出場意欲を高めるとともに、高校生が主体的に大会を盛り上げ、準備やおもてなしに取り組む気運を高める。

(2) 県内スポーツ関係者

それぞれの立場から、広く大会開催への理解と協力を得る。

(3) 県民

広く県民に大会を周知し、来県者に対するおもてなしや高校生の活躍に対する応援を通して県民のスポーツへの関心を高め、健康増進や体力向上など県民の生涯を通じたスポーツの普及・推進を図る。

(4) 他県からの来県者

山梨県での開催をPRし、多くの人に来県してもらうとともに、山梨県が誇る素晴らしい魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会とする。

3 主要事業

前項に示した対象に対する広報目的を達成するため、次の事業を行う。事業を行うに当たっては、高校生活動の一環として、高校生が積極的な活動を行うことができるよう配慮する。

(1) 大会の広報

ア 大会愛称等の制定及び普及

イ 印刷物、刊行物、屋外広告物、広報グッズ及び各種メディア等による広報

ウ 催事等による広報

エ 高校生活動による広報

(2) 県及び会場地市町に関する観光情報等の提供

第4 報道対応

1 趣 旨

大会の開催に当たり、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるよう、必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

2 報道協議会との連携

報道事業の円滑な運営を図るため、報道関係者による報道協議会（神奈川県内設置予定）と連携を図る。

3 記録センター等との連携

競技記録の収集及び競技結果の提供等、報道事業の円滑な運営を図るため、神奈川県に設置する記録センター及びプレスセンターと連携を図る。

第5 宿泊対策

1 趣 旨

大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技・運営役員、競技・運営補助員、視察員、報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者が十分休養できるよう快適かつ安全な宿舎の提供に努める。

2 関係機関等との連携

宿泊対策については、県実行委員会と市町実行委員会及び関係機関・団体等が連携を図り行う。

3 宿舎の確保

大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。

4 配宿の基準

配宿に当たっては、宿舎から競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮し配宿する。

5 宿泊料金

宿泊料金については、全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定した料金とする。

6 配宿センター

大会参加者の配宿を広域的に行うため、配宿センターを設置する。

7 食 事

食事については、衛生面のほか、品質及び栄養バランス等を十分考慮するとともに、山梨らしい献立となるよう努める。

8 宿舎の環境整備

配宿業務事業者には、宿泊施設に対して安全で快適な環境づくりに努めるよう指導することを求めるとともに、風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させないものとする。

9 感染症対策

感染症対策については、全国高体連の委託を受けた配宿事業者が作成する「宿泊要項等」に基づき対応する。

第6 保健医療対策

1 趣 旨

大会参加者及び一般観覧者の保健医療については、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう、医療救護、環境衛生、食品衛生及び感染症の対策に万全を期す。

2 関係機関との連携

保健医療については、県実行委員会市町実行委員会と密接に連携を図りながら、関係機関・団体等の協力を得て行う。

3 医療救護対策

県実行委員会及び市町実行委員会は、競技会場及び練習会場における大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し、適切な措置がとれるよう努める。

4 環境衛生対策

県実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、市町実行委員会と連携を図りながら、大会で利用する施設及びこれらの周辺における環境浄化に努める。また、基本的な感染症の予防策の基礎知識やそれに基づく行動などの周知を行うとともに、競技会場、練習会場等での必要な感染予防策を講ずる。

5 食品衛生対策

県実行委員会は、市町実行委員会と連携を図りながら、大会参加者及び一般観覧者の食品や飲料水等に起因する事故を未然に防ぐよう努める。

6 感染症対策

全国高体連が作成する基本方針に従い、県実行委員会、市町実行委員会等が綿密に連携を図りながら、感染症対策に努める。

第7 輸送交通対策

1 趣 旨

大会参加者及び一般観覧者の輸送交通については、関係機関・団体等と連携を図りながら道路及び交通状況を十分考慮の上、安全で円滑な輸送に努める。

2 競技種目別大会の輸送交通対策

- (1) 競技種目別大会の輸送交通計画の策定及び実施については、県実行委員会及び市町実行委員会が行う。
- (2) 競技種目別大会会場及びその周辺における安全で円滑な交通を確保するため、県実行委員会及び市町実行委員会は、関係機関・団体等と連携を図りながら、必要な交通対策を講ずる。

3 輸送交通等の案内

大会期間中の輸送方法及び交通整理等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者及び県民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて案内所や案内表示板を設置し、交通混雑の緩和及び車両の的確な誘導に努める。

第8 警備防災対策

1 趣 旨

大会における警備・防災対策については、関係機関・団体等と連携を図りながら、大会の安全かつ円滑な運営に努める。

2 競技種目別大会の警備防災対策

各競技会場、練習会場及び宿泊地における警備防災計画の策定及び実施については、県実行委員会及び市町実行委員会が関係機関・団体等と連携を図りながら行うものとする。

(1) 警備業務

- ア 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
- イ 会場内外の関係附属物件の保安・警備
- ウ 事故発生時の避難誘導及び緊急車両の出動に伴う整理・誘導

- エ 会場周辺の警備及び犯罪の防止
- オ その他必要な業務

(2) 防災業務

- ア 屋内外の火気の取扱い指導及び火災の防止
- イ 危険物等の取扱い指導
- ウ 避難通路及び避難口の確保
- エ 災害時の避難誘導の計画
- オ その他必要な業務

3 大会期間中における危機管理対策

大会期間を通して、大規模災害等緊急事案が発生した場合の対応については、県実行委員会が、市町実行委員会及び関係機関・団体等が緊密に連携を図りながら、迅速かつ的確な対応を講ずる。

第9 高校生活動

1 趣 旨

大会の成功に向けての取り組みとして、スポーツを「する」だけでなく、スポーツを「支える」視点から、積極的に高校生の活動を推進する。活動に当たっては、地元の高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう、県実行委員会、市町実行委員会、県高体連及び関係機関・団体等とも連携を図りながら推進するものとする。

2 活動体制

高校生の活動を推進するため、「山梨県高校生活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を組織する。推進委員会は県内高校生で構成し、広報活動、競技運営等を担当する。活動は、高校生の自主的な発意によるものの他、県実行委員会及び市町実行委員会からの要請に基づいて行うものとする。

3 主要事業

(1) 広報・おもてなし活動

広報活動、各学校への啓発活動、総合案内所設置及び運営、歓迎活動、記念品製作、観光地紹介、地元物産PRなど

(2) 運営補助（各競技種目別大会）

各競技種目別大会運営補助など

(3) 草花装飾・環境美化活動

各競技会場及び会場周辺や、事前イベントその他、PR活動として適した場所における装飾用草花の栽培育成・試験栽培・草花アレンジ、会場周辺美化活動など

令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県開催年次別業務推進計画(案)

※開催年次別業務推進計画は業務の進捗状況に応じて、適宜、変更等する場合があります。

年 度	令和6年度（3年前）	令和7年度（2年前）	令和8年度（1年前）	令和9年度（開催年）
組 織	山梨県準備委員会	山梨県実行委員会		
事務局	保健体育課	全国高校総体推進室（保健体育課内）		
総 務	○山梨県開催基本構想策定 ○山梨県準備委員会の設立及び規程・役員の決定（年2回程度） ○山梨県準備委員会総会の開催（年3回程度） ○4都県連絡協議会会議の開催 ○会場市町との連絡調整等	○山梨県実行委員会の設立及び規程・役員の決定（年2回程度） ○山梨県実行委員会総会の開催（年2回程度） ○4都県連絡協議会会議の開催（年3回程度） ○会場市町との連絡調整等	○山梨県実行委員会の運営 ○山梨県実行委員会総会の開催（年2回程度） ○4都県連絡協議会会議の開催（年3回程度） ○会場市町との連絡調整等	○山梨県実行委員会の運営 ○山梨県実行委員会総会の開催（年1回程度） ○4都県連絡協議会会議の開催（年2回程度） ○会場市町との連絡調整等
	○高体連マーク等取扱規程策定 ○大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案の募集・選考・表彰	○総合ポスター作成・配布 ○参加賞・入賞メダル図案の仕様・予算の検討 ○競技種目別ポスター図案の仕様・予算の検討 ○大会公式HPの仕様・予算の検討 ○インターハイNEWS第1号作成（神奈川県） ○インターハイNEWS第2号作成（山梨県） ○その他広報・啓発活動の実施	○総合ポスター配布 ○参加賞・入賞メダルの決定 ○大会公式HPの運用 ○大会公式SNSの運用 ○大会ハンドブックの決定・配布 ○インターハイNEWS第5号作成（神奈川県） ○その他広報・啓発活動の実施	
広 報		○報道協議会に係る実施方針・予算の検討 ○報道ハンドブック案作成	○報道協議会の設立・運営 ○報道ハンドブックの内容調整	○報道協議会の運営 ○報道ハンドブックの決定・配布
報 道		○式典前映像に係る実施方針・予算の検討及び決定	○式典前映像の制作及び幹事県（神奈川県）への提出	○式典前映像の編集・調整
式 典				
競 技		○会場・日程の仮予約及び決定 ○競技種目別大会実施要項の作成 ○個人情報及び肖像権に関わる取扱いの作成 ○競技運営費試算基準の作成及び調査 ○大会運営費（予算）の調査 ○諸経費（受益者負担）予算の調査 ○大会運営費（決算）の調査 ○諸経費（受益者負担）決算の調査	○会場・日程の決定に係る全国高体連からの承認 ○競技種目別大会実施要項の決定・印刷 ○個人情報及び肖像権に関わる取扱いの決定・印刷 ○競技運営費試算基準の調整 ○大会運営費（予算）の予算要求・調整 ○大会報告書の作成方針・予算の検討	○競技会場使用に係る契約 ○競技種目別大会実施要項の配布 ○個人情報及び肖像権に関わる取扱いの配布 ○大会運営費（決算）の作成 ○大会報告書の作成・配布
宿泊・食事・環境衛生		○事業者選定（全国高体連）	○事業者との協定締結 ○献立決定	○その他、大会に向けた宿泊・食事・環境衛生に係る業務
医療救護		○基本方針の作成		○その他、大会に向けた医療救護に係る業務
交通輸送		○基本方針の作成		○その他、大会に向けた交通輸送に係る業務
警備・防災		○基本方針の作成		○その他、大会に向けた警備・防災に係る業務
高校生活動		○高校生活動推進委員会の設立	○高校生活動推進委員会の運営	○高校生活動推進委員会の運営

令和9年度全国高等学校総合体育大会

「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案」1次選考【山梨県】募集要項（案）

1 趣 旨

令和9年度に南関東四都県（千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）において開催される全国高等学校総合体育大会を、高校生最大のスポーツの祭典としてふさわしいものとするため、この大会を象徴し、多くの人に親しまれる大会愛称、スローガン、シンボルマーク及び総合ポスター図案を募集します。

2 大会概要

(1) 全国高等学校総合体育大会とは

通称「インターハイ」とも呼ばれ、学校対抗で行われる高校スポーツの総合競技大会で、昭和38年度に第1回新潟大会以来、全国各都道府県単独方式で開催されてきました。

平成23年度から地域別にブロック開催となり、南関東ブロックでの開催は、平成26年度以来13年ぶりとなります。

(2) 開催競技と実施県

山梨県（8競技）

ソフトテニス、レスリング、弓道、登山、ウエイトリフティング、アーチェリー、なぎなた、カヌー

〈その他の競技等開催都県〉*ローイング：令和6年度よりボートから名称変更

千葉県（9競技）	体操（新体操）、水泳（水球）、バレーボール、卓球、ソフトボール、剣道、テニス ボクシング、フェンシング
東京都（9競技）	水泳（競泳・飛込）、バスケットボール（女子）、ハンドボール、バドミントン、柔道 *ローイング、ホッケー、空手道、少林寺拳法
神奈川県（5競技）	陸上競技、体操（体操競技）、バスケットボール男子、相撲、自転車競技

3 応募資格

県内の中学校、高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）及び大会参加資格のあるその他の学校に在籍する生徒を対象とします。

4 作品の作成基準（参考1参照）

それぞれの部門について、以下の点に留意し、作成してください。

また、令和9年度に開催される南関東総体をイメージさせる作品にし、作品と併せて作品についての簡単な説明を添えてください。

(1) 大会愛称

ア 簡潔な表現で、大会にふさわしく、高校生をはじめ、多くの人に親しまれるもの。

イ 末尾を「南関東総体2027」とし、特定の都県名を使用しないこと。

(2) スローガン

高校生最大のスポーツの祭典にふさわしく、さわやかでわかりやすいもの。

(3) シンボルマーク

ア 大会を象徴するものとして、作品には、「高体連マーク」（色彩は真紅）及び開催年度の「2027」を必ず入れること。

イ 色彩数の制限はありませんが、金、銀、蛍光色を使用しないこと。

ウ コンピュータによる作品も可とする。

エ 用紙は、A4判サイズの白ケント紙を使用し、縦20cm、横15cmの枠内に作品を描くこと。

(4) 総合ポスター図案

ア 色彩数の制限はありませんが、金、銀、蛍光色を使用しないこと。

イ コンピュータによる作品も可とする。

ウ 用紙は、B2判（縦72.8cm×横51.5cm）を縦長に使用すること。

※ 採用された作品には、大会名、愛称、スローガンなどが入り、ポスターとして完成します。

5 応募方法

- (1) 応募作品点数は、一人各部門1点とします。
- (2) 応募作品は、自作、未発表のものに限ります。
＊作品が、生成AI等による作成物の複数であると事務局が判断した場合、または他の作品と類似しており、かつ本人が模倣を認めた場合には、審査対象外とします。
- (3) 大会愛称及びスローガンは、応募用紙（様式1）を使用してください。
- (4) シンボルマーク及び総合ポスター図案は、作品裏面に応募用紙（様式2）を貼付してください。
- (5) 作品は学校単位で取りまとめの上、応募してください。
- (6) 応募用紙（様式1）はファックスか郵送で、シンボルマーク・総合ポスター図案の作品（応募用紙（様式2）を貼付しもの）は郵送か通送（県立学校）をお願いします。

6 応募締切

令和6年9月11日（水）必着

7 審査・発表及び表彰

- (1) 1次選考（県内選考）
県内作品の審査は、山梨県教育委員会が委嘱する選考委員会が行い、各項目5点を南関東ブロック合同選考委員会に推薦します。
- (2) 最終選考（南関東ブロック選考）
ア 四都県関係者で構成された選考委員会で四都県から推薦された作品を最終選考します。
イ 南関東ブロックで選考された入選者については、校長を通じて通知するほか、報道機関等に学校名、学年及び氏名を発表します。（令和7年2月予定）
ウ 大会愛称、スローガンで同一の応募作品があった場合、入選者は抽選とします。
エ 入選者については、賞状及び記念品を贈呈します。
オ 入選作品は、次のとおりとします。

◆ 最優秀賞：各部門1点 ◆ 優秀賞：各部門2点 ◆ 佳作：各部門3点

8 作品の取扱い

- (1) 最優秀作品は、令和9年度全国高等学校総合体育大会の大会愛称、スローガン、シンボルマーク及び総合ポスター図案として採用しますが、その際、加筆・修正等を行うことがあります。
- (2) 入選作品の著作権、商標権その他一切の権利は、開催都県（開催都県準備（実行）委員会）に帰属し、また、応募された作品は返却しませんので御了承ください。

9 個人情報の取扱い

入選作品の作者の学校名、学年及び氏名については公表しますが、それ以外の個人情報に関しては、個人情報保護法令に基づいて対応します。

10 応募・問合せ先

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県教育庁保健体育課

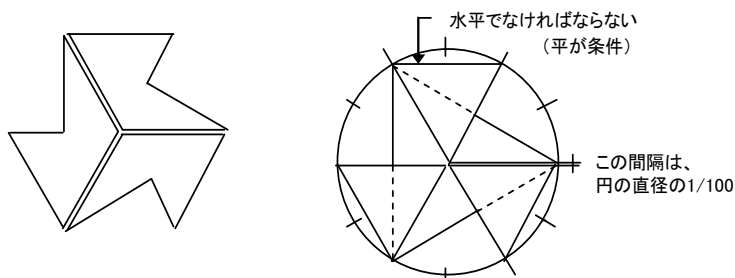
電話 (055)223-1783 (直通) FAX (055)223-1718 E-mail hotai@pref.yamanashi.lg.jp

11 ホームページ【予定】

要項、応募用紙は以下のホームページからダウンロードできます。

- (1) 「山梨県ホームページ」→「観光・スポーツ」→「国スポ・総体」→「令和9年度全国総体」
- (2) 「山梨県高等学校体育連盟」→「お知らせ」

◆ 高体連マークと作図法（シンボルマークに入れる図）



※ マークを構成する3つの「K」は、ドイツ語の頭文字をとったもので、次のような意味があります。
○KRAFT（クラフト）・・・力 ○KUNST（クンスト）・・・技
○KLARHEIT（クラーハイト）・・・明朗な精神

◆平成26年度・令和5年度以降の大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案と解説

	平成26年度 〔南関東〕	令和5年度 〔北海道〕	令和6年度 〔北部九州〕	令和7年度 〔中国〕
大会愛称	煌めく青春 南関東総体 2014	飛び立て若き翼 北海道総体 2023	ありがとうを強さに変えて 北部九州総体 2024	開け未来の扉 中国総体 2025
	1人1人が主役となり、高校時代の青春を作りあげてほしいという願いを込め、「煌めく青春」というフレーズにまとめました。	選手一人一人が勝利を目指し上へ飛び立ち、北海道の広い大地で羽ばたいてほしいという願いを込めました。	コロナなどでいろいろなことが制限されてきました。それでも今、こうして大会を開催してくれた人、これまでに自分を支えてくれた人に感謝し、それを強さに変え全力で戦い抜くという意味を込めました。	コロナ禍で先がどうなるかわからない中、高校生が様々な制限の中で培ってきた努力を発揮し未来を少しでも明るくしたいという思いを込めました。
スローガン	君の汗 輝く一滴 勝利の雫	轟かせ 魂の鼓動 北の大地へ 大空へ	駆け上がれ夢の舞台へ 燃え上がれ若人の魂	輝け 君の青春 刻め 努力の軌跡
	辛く苦しい練習に耐え、全力を尽くした後におとずれる、勝敗を超えた清々しさや達成感を、選手の皆さんに感じてほしい、という気持ちを込めました。	高校生の闘志、勝利への執念、大会への思いを、競技を通して表現し、広大な北海道の広大な地を揺るがすほどの感動、躍動を届けてほしいという思いを込めています。	高校総体という夢の舞台に立つ人へのエールと、その夢の舞台へと突っ走る高校生の情熱を表現しました。	全選手へ向けてのメッセージとしての意味。努力は裏切らないという思いです。
シンボルマーク				
	四色で四都県をイメージしました。左上へ伸びる形は、お互い高め合って競争する様子を表し、円になっていくことで競い合う中でも協力し合っている様子を表しました。	北海道らしくするためにアイヌの模様を参考にしました。そして模様の間は、選手をイメージし1つになるというのをイメージしました。みんなで1つになり結果を出すというイメージを中央の花の形で表現しました。	全体の形やちりばめられているお花は、ナスタチウムというお花をイメージしていて、花言葉が勝利なので、勝利に向かって進んでいけるようにと思いこの花にしました。カラフルな色は、様々な競技を表しています。	5つの色を変えて中国地方の5県をイメージしその5県が高体連のマークに向かって競っているときの躍動感を表現した。
総合ポスター図案				
	背景の水色は冷静、赤色は情熱、黄色は感動、紫色は誇りをイメージしました。また、大会に挑む姿を、筆で描いたようなタッチにし、選手達の躍動感も表しました。	今年はコロナで多くの大会が開催されなかったので、新しいスタートを切りだせるような構図にしました。走り出す姿は躍動感があって高体連にぴったりだと思いました。	勝利に向かって全力で走り、たすきを表した綱はスポーツと人の心とのつながりを意識して描いています。希望や夢を表す光や、青春のさわやかさや明るさが伝わるような配色にしました。	どのスポーツをする人も本気で取り組みますが、その中でも高校での部活動は特別です。3年間、楽しいことや辛い事がありながら、がむしゃらに練習すると思います。そんな「熱」や「勢い」「激しさ」を表現しました。



©インターハイ